

令和元年12月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和元年12月6日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の一部改正について
議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について
議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について
議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について
議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティ
プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第2 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 荒川 義孝

2番 神谷 直子

3番 杉浦康憲
5番 岡田公作
7番 長谷川広昌
9番 柳沢英希
11番 北川広人
13番 今原ゆかり
15番 内藤とし子

4番 神谷利盛
6番 柴田耕一
8番 黒川美克
10番 杉浦辰夫
12番 鈴木勝彦
14番 小嶋克文
16番 倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	都築公人
企 画 部 長	深谷直弘
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
秘書人事グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総務部長兼選挙管理委員会書記長	内田 徹
行政グループリーダー	中川幸紀
行政グループ主幹	久世直子
財務グループリーダー	竹内正夫
財務グループ主幹	清水 健
市 民 部 長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤克己
経済環境グループリーダー	板倉宏幸
経済環境グループ主幹	都築達明
税務グループリーダー	亀井勝彦
福 祉 部 長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	加藤 直
地域福祉グループ主幹	唐島啓一
介護障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志

こども未来部長	木村忠好
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	杉浦睦彦
都市計画グループリーダー	田中秀彦
都市計画グループ主幹	島口靖
防災防犯グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	清水洋己
学校経営グループリーダー	岡島正明
学校経営グループ主幹	鈴木剛
監査委員事務局長	山本時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	大岡英城
主査	加藤定
主査	神谷直子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力賜りますようよろしくお願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

ここで、15番議員より発言を求められておりますので、これを許します。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 昨日、12月4日の会議における柳沢議員の関連質問で私の発言は不適切であったと思い、取り消しをしたいので、議会の許可を得たく、会議規則第63条の規定により申し出ます。

○議長（北川広人） ただいまの申し出に対しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長（北川広人） 日程第1 議案第77号から議案第89号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたします。

12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） おはようございます。

第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止についてをお伺いいたします。

まず、確認ですけれども、私も春日町の町内会の会長さんを初め、多くの役員さんとお話をさせていただきました結果、大山会館が公の施設から廃止される場合は、町内会の集会所として利用したい、そういう方向性を持っているんだということを伺いました。本定例会で廃止が決定されたら、町内会としても理事会や総会で本格的にその説明をしていきたいというようなことも聞いております。

そういった理由から、この12月定例会に上程されたものと考えてよろしいか、お伺いしたいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

春日町さんのほうから方向性が決定いたしまして、これに向けて進めていくため、本議案を上程させていただいております。

また、大山会館の利用申請については、利用希望月を含む3カ月前からということになっております。閉館に当たっては、現在、大山会館の利用をされている方々を初めとする市民の皆様方に対して一定の周知期間も必要であると、また、そのため施行日を令和2年4月1日として本議案のほうを上程させていただいたというものでございます。

○議長（北川広人） ほかに。

4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） 同じく、議案第89号に関連して何点か質問させていただきます。

昨年9月の定例会において、本議案、大山会館の設置及び管理に関する条例を審議した際に、

市が保有する施設としては廃止する方向となっているが、現在、春日町町内会と建物の無償譲渡の意向について協議を重ねているということでありました。

高浜小学校等整備事業の実施に伴って高浜市立大山公民館の公民館機能を高浜市地域交流施設に移転し、春日町町内会との協議がまとまるまでの当分の間、この公民館を大山会館として存続させるために制定するものであるということでありました。

今回、大山会館廃止の議案が出されたということは方向性がまとまったということだと思いますが、どのような形になるのか、御説明をお願いします。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 議員の皆様方にこの議案の御可決をいただき、そして、町内会の総会等におきまして建物活用について意思決定がなされるのであれば、無償貸し付けというところを行ってまいりたいというふうに考えております。

町内会との協議の経緯でございますけれども、もともとは総量圧縮を目指し無償譲渡の方向で検討を進めてまいりましたが、譲渡の場合は所有者が借地料や建物の解体費用を負担しなければならないということが判明しまして、町内会ではとてもそれらの費用負担をすることはできないということでした。

しかしながら、町内会さんとしては、市が、将来、大山会館を廃止して、その後、特段の活用を行わないのであれば、ぜひ集会所として活用していきたい、そういう声をいただきましたので、次に無償貸し付けの方向で検討を進めてまいりました。

一番大きな課題というのは運営費用をどうするかという点でございましたけれども、役員の皆様方が中心となってさまざまな検討を重ねられた結果、活用の可能性の見通しがついたというものでございます。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

貸し付けに当たり建物の修繕や運営費は誰が負担するのか、行政が補助を行うのですか、説明をお願いします。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 無償貸し付けという場合は、原則、貸し主に修繕義務はありませんので、修繕ですとか管理運営に係る費用については使用者が負担するということになります。

今年度、建物の耐力度調査というのをしておりますけれども、躯体については緊急に修繕を要する異常はないという結果も出ております。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） ありがとうございます。

大山会館については、これまで指定避難所となっておりましたが、町内会に貸し付けることにな

った場合、この指定避難所というのはどのようになるのでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 町内会さんのほうが建物を活用されるのであれば、引き続き、指定避難所としても活用してまいりたいというふうに考えております。

ただ、避難所として市が使用した場合には、光熱水費の実費負担については行ってまいりたいという考えでございます。

○議長（北川広人） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

最後になりますけれども、現在の大山会館の維持管理に要する費用と使用料収入は幾らになりますか。廃止後は税負担がなくなるということによろしいのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今年度の当初予算ベースでお答えをさせていただきたいと思いますが、まず歳出は、大山会館運營業務委託料が681万2,000円、光熱水費が138万9,000円、合わせて820万1,000円でございます。

次に歳入でございますが、大山会館の使用料が93万3,000円でございます。

ですので、歳出から歳入を差し引いた市の実質的な負担額としましては726万8,000円で、廃止後にはこの額が不要になるということでございます。

また、改修や更新のコストについても、今後は不要になるということで御理解いただければと思います。

○議長（北川広人） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 同じく、第89号について少しお聞きしたいと思います。

複合化のそういった形には別に反対はしないですけれども、ただ、一番私が考えておるのは、高浜小学校のサブアリーナとメインアリーナ等、まだ建設中でございます。それにかわるということで大山会館の公民館の廃止条例が昨年出たと思うんですけれども、なぜこの時期にやらないかのか、もう一年延ばすことはできないのか、そこら辺のことをお聞きしたいのと、一般質問の中でいろいろ生涯スポーツだとかそういったことで推奨しておるといふ、言葉では非常にきれいなことを言われておったんですけれども、実際問題、あそこで健康体操だとか卓球だとか生け花だとかいろいろなことで楽しまれて近所のおじいさん、おばあさん、付近の人が楽しまれておると思うんですけれども、そこら辺、代替施設があるとして、仮に例えば南部公民館へ行けだとかそちらのほうへ行けだとか、そういったようなことでどうも代替施設を今までの利用者に指定をされたということをお聞きしておるんですけれども、やはり利用者側とすると近くがいい

というのは、それはわかりますけれども、せめて代替施設の高浜小学校のメインアリーナとサブアリーナができてから、なぜそういった移管というのかそういったことができないのか。

確かに、経費の726万円が浮いてくるというようなことは言われるんですけども、それが果たして高浜市として老人に優しいまちなのか、そこら辺のことを少しお聞きしたいというふうに思っております。

これはある程度利用者側からのそういった意見もかなりあります。確かに、3カ月前という理由はわかりますけれども、1年間、例えば春日町に委託をしながら様子を見て、もう一年、高浜小学校の施設が全て完成してから移管ということは考えられなかったのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、1点目のメインアリーナ、サブアリーナができてからでもよかったのではないかとということでございますが、もともと大山会館は昨年まで大山公民館でございまして、公民館の機能については高浜小学校整備事業の第1期の施設がオープンした時点で機能としては移転しているということで、本来であれば、大山公民館、大山会館を閉館してそのまま移行できるというのが一番理想でございますけれども、春日町さんとの協議がございましたので、昨年度、大山会館の設管条例を提案させていただいたときに協議のこともあるので、当分の間、一、二年の間ということで御説明させていただきましたが、その計画に沿って進めさせていただいたということでございます。

それから、当然ながら閉館すれば、今使ってみえる方には御不便をおかけすることになるということでございます。この大山会館の閉館に当たっては、まず昨年度、大山公民館から大山会館に名前が変わるといった時点でも定期利用者の方にも説明会ということを行っております。その時点では、今検討中なので、またあり方が変わったときには説明会をさせていただき、基本的には市としては、将来、保有をしない施設であるということをお説明させていただき、今回、先月の11月でございますが、あらためて定期利用者のほうの説明会を行って言わせていただいたというものでございます。

当然ながら、移っていただくとなると、今までなれ親しんだ施設からかわるので御不便をおかけするということはあるんですが、私どもとしても、今、利用されている方の時間帯や曜日、似たような施設ということでリストアップさせていただいて、適宜御相談で、例えばこういうところがお使いいただけますよということの御提案もさせていただいておりますので、御理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） そういった理屈はようわかります。

ただ、要するに私が言いたいのは、とにかく高浜市が、今、第6次総合計画の中で文章の中で

非常に心地よい文章で言われておるんですけれども、逆に市民に不便をかけておるじゃないかと。代替施設をきちんとつくってからやるならまだ理解ができますけれども、まだ代替施設もない、例えばいろいろな施設の中で調整がつくかもしれませんけれども、やはり大山会館から南部公民館へ移動せよだとか、そういった距離的なこと、車や何かを持っておみえになる方はいいですけども、自転車だとか歩きだとかで近くで楽しまれておられる利用者の方についてのそういった配慮は考えておられるのか。多少は御不便をかけるけれども高浜小学校のこういった施設がきちんと完成したで、そちらのほうへ移ってくださいというような考え方がなぜ起きないのか。そこら辺の基本的なこと、確かに経費の削減にはつながるんですけれども、なぜそういったもっと市民のための行政でやっていけないのか。そこら辺のことが私には理解できんだけけれども、何でもとにかく規則どおりにやればよいという、そういったことが今の行政側、執行部側は全部そういった感じで進んでおるのか、そこら辺のことも含めてもう少し詳しく示してほしいです。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） ただいまの御質問に対して御答弁させていただきます。

1つは、今回、春日町さんとの協議が整ったと。整うまでの間ということでございましたので、これに従いまして、来年度早いうちに春日町さんが活用できるようにということで、本条例を提案させていただいたということと、また、今、柴田議員からも御指摘がありましたけれども、財政負担の軽減、700万円ほどの軽減が図られるということもございます。

メインアリーナができるまでということでお話ありますが、運動の施設につきましては、まだ体育センターも残っております。何回も移動してしまつて御迷惑をかけることになるかもしれませんが、こうした施設もあるということも含めて利用者さんには御説明をさせていただいております。

また、文化的な貸し館的なところについては、ぜひともたかぴあを利用させていただきたいというところで代替施設のほうを御案内させていただいておるというところで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北川広人） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） もう一つ、ちょっとお伺いしたいのは、例えば春日町の集会場になった場合、近くである、低みである、要するに先ほど4番議員が言われたように避難所というのかそういったことも考えておりますというお話はあったんですけれども、例えば春日町のものになった場合、芳川だとか青木町の部分からあそこは大山緑地の避難所になっております。そういった場合、使わせてもらえるのか。例えば雨や寒い日に野宿せよというような一時の避難所にしても野宿せよというような形でお考えをしておられるのか、そこら辺のことも将来的なこともひっくるめて、一遍、もう少し詳しくお願いします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 指定避難所としまして市が開設することになりますので、町内会員さんだけということではなくて皆さん全て避難される方はこちらのほうへ、避難所として利用していただくということになります。

○議長（北川広人） ほかに。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、私のほうから2点ほど質問させていただきます。

今、話が出ていましたように大山会館は指定緊急避難場所と……

○議長（北川広人） 黒川議員、第89号でよろしいですか。

○8番（黒川美克） はい。失礼いたしました。第89号です。

大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、2点ほど質問させていただきます。

大山会館は、指定緊急避難場所と指定避難場所になっていますが、指定緊急避難場所と指定避難所は、呉市の視察で行ったときに300メートルから500メートルの範囲で必要と聞きました。また、台風19号では、東京都で避難所に入れない住民がいたとの報道もありました。地震や津波被害だけでなく、近年、多く発生しているゲリラ豪雨や超大型台風に備えるためにも、避難所の確保は必須であります。

高浜市では、市民の6.5%しか避難所に入ることができません。その中でも、吉浜地区は2.9%、高浜地区は5%の市民しか避難所に入ることができません。

大山会館は、芳川町の住民も避難することが予想されますが、吉浜地区と高浜地区は高浜全体の6.5%も下回ることから、避難所として残すことは必須であります。

また、刈谷市は、長期が9.4%、一時・短期を合わせますと28.7%の率です。碧南市は、約15%の市民が避難所に入ることができることから、高浜市は非常に少ない状況であります。

市民の命を守るためにも、市は責任を持って大山会館を避難所として残すべきだと思っておりますが、もしも、ここを使用できないとなると、そのところはどこへ移すのか、そういったこともあわせてお答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 先ほどの答弁でもお答えをさせていただきましたが、大山会館につきましても、町内会さんが建物を活用されるのであれば、引き続き指定避難所としては活用させていただきたいとは考えております。

ただ、もし仮に大山会館自体がなくなってしまう場合につきましても、例えば春日庵とか、あといきいき広場の1階の部分、そういったところを代替として検討させていただいてはおります。

○議長（北川広人） ほかに。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、答弁がありましたけれども、私は大山会館を廃止すれば一般市民は利用できなくなると思いますが、大山公園は、春の桜まつり、秋のおまんこ祭りなど数多くの市民が集まります。

大山会館を利用したい人にはどのような対応をされるのか、また、投票所、隣の老人憩の家についてはどのようにするのか、お答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 大山会館を利用される方への周知ということでございますけれども、閉館ということが正式に決まった場合には、窓口での周知あるいは広報への記事掲載等で周知をさせていただきたいと考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今の答弁ではちょっと納得できません。

投票所だとか隣の老人憩の家についてはどうされるか、その辺のところについても再度お答えください。

○議長（北川広人） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（内田 徹） 投票所について申し上げます。

大山会館については、町内会が引き続き使用することを希望されているということでございます。

話し合いになりますけれども、投票所としても引き続き使用できるように協議をしてみたいと考えております。

○議長（北川広人） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 高浜北部老人憩の家の機能につきましては、現在、大山会館内へ機能移転をさせていただきよう、春日町内会と協議をさせていただいておるところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） すみません、もう一度お聞きしますけれども、大山会館を廃止すれば、これは普通財産になるわけですね。そうすると、普通財産は貸し付けの対象になってきます。

先ほどから、当初は無償譲渡だとかそういったような話は出ていましたけれども、無償譲渡ですと、当然、無償譲渡するためには金額に応じて議会の議決だとかそういったものが出てきますけれども、基本的には春日町のほうは無償貸借でお願いしたいということを書いてみえるのか、その辺のところをもう少しお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在は無償貸し付けをお願いしたいというふうで意向をうかがっております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ちょっと長引いて申しわけないですけども、実際に普通財産になった場合は貸し付けしてしまうと一般の人は利用できませんよね。その辺のところの対応についてはどのようにされるんですか。

もしも、使わせてほしいということがあったら、町内会に話をして一般の人は市は知りませんよという、そういう話になるわけでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 春日町さんがもし使われるとなった場合の具体的な運用方法については、今まだ詳細を町内会さんが検討されているということですので、その辺が明らかになった時点で必要があればその辺の周知はしてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 先ほど6番議員も言われましたけれども、なぜ今やらなければいけないか、そういった協議がきちっと整ってから廃止をされてもいいじゃないかと思うんですけども、その辺のところについて、再度お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 春日町さんからお願いをされているというところの一つとしては、今回、この廃止の条例が可決された後に理事会・総会等で活用していくというような決定をしていくということでございます。その考え方、方向性に合わせまして、私ども、今回上程させていただいているというところでございます。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 僕の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、実際に普通財産にしてしまったら一般の人は利用できないわけですよ。そうすると、そういった人には廃止してしまったから使用はできませんよと、そういう考え方で説明するつもりなんですか、お答えください。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 町内会さんの利用の仕方ということで検討段階にありますが、考えられるのは町内会の集会所ということでございますので、他の町内会さんの集会所の利用の仕方等をこちらのほう、状況をうかがいながらルールを今後詰めていくというような段階であります。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 納得できる答弁ではありませんけれども、私は先ほどの6番議員が言われたように、今この場で、今回12月議会で廃止の条例を可決するというのは僕はいかがなものかと、そういうふうに思いますので、ぜひその辺のところも踏まえた形で議員の他の皆さん方にも考えていただきたいと思います。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 昨年来から大山会館についてということで町内会さんとの協議が整ったというお話をさせていただきました。私ども、この春日町さんとの協議につきましては、大変難しいところでありましたが、活用していくと、活用していきたいというところの強い思いがございます。こういった思いを何とか結びつけていくということのためには、今回、条例提案させていただいて、そういった運びに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） これで最後にしますけれども、今の答弁では市民の方は僕は納得しないと思います。その辺のところをきちっと説明していただいて、市民の方が納得できるような形にしていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（北川広人） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 大山公民館を設管条例から外したときに、将来的にはこの館については通常の貸し館業務ではない、その大前提の中で議論を今進めてきたということでありますので、そのあたりに一度立ち戻っていただいております。お考えをいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 私もこの第89号で質問させていただきます。

先ほど、部長は、春日町の人たちと協議が整ったということをおっしゃっていただきましたが、春日町の方たちという町内会でいえば約半数の方が町内会に加入してみえると思うんですが、町内会と協議が整ったと言われるのは、その半数の方たちの全ての方と協議が整ったということでしょうか。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） こちらの活用していくということの話につきましては、現町内会の役員の方、会長のOBの方、高浜公民館長さんとか、春日神社の氏子会長さんなどと協議を重ねてきて、これを活用していこうという話でまとまっております。

先ほど来申し上げさせていただきましたが、この条例案が可決された後に町内会の皆様方、理事会であり総会でありというところで活用のほうを図っていきたいというふうで、春日町さんのほうでその活用していくことについて決議をしていきたいというふうに話を伺っています。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今のお話ですと、町内会の方全てということではないようですし、春日町と言われれば町内会に入っていない方もみえると思うんです。

そういう方たちに周知がなぜされていないのか、それから、もし、これが決まったら運用方法については明らかになったら周知するということがおっしゃっていただきましたが、これ逆ではないかと思うんです。やっぱり使っていくのにどういう方法で使っていくかをはっきりさせてから周知するとい

うのが本当ではないかと思うんです。

ですから、町内会というのは半数しか今入ってみえないと思うんですが、その方たちの意見をどうするのか、運用方法が逆ではないかということをお聞きします。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 町内会さんが活用していくということですので、こちら町内会さんのほうで光熱水費であり管理費なりについて負担をしていくということで、町内会さんが活用していくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（北川広人） 内藤議員、所管委員会ですけれども。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今の言われた町内会と言われますが、やはり町内会の会員さんもおれば町内会に入っていない方もみえると思うんですが、そういう方たちの対応はどのようにされていくのか、また……

○議長（北川広人） 内藤議員、繰り返しの質問になっておりますので、質問の中身を変えるか。

○15番（内藤とし子） はい。

春日町にあります、これは春日町だけの問題ではなくて芳川町や青木町やほかのまちの方たちも関係することだと思うんですが、そういう方たちに対する説明会はされたのかどうか、お示してください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 私どもとしては、まず一番影響があるのが定期的に使われている方であろうということで、月1回以上使われている方に対して案内をお出しして説明会を開かせていただいております。

ただし、それは館内にも掲示をさせてどなたでも来ていい説明会ということでさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） ということは、春日町の方たち全てに説明会があったわけでもないし、その周辺の町内会に対しても説明会はなかったというふうに伺えるんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 昨年度、大山公民館が大山会館に名称が変わる、そして地域交流施設のほうに公民館機能が移転するという段階で、公民館運営委員会の席上でそういった施設の今後の方向性も含めて説明させていただいております。

そこには、春日町町内会さんはもちろんですけれども、稗田町さん、青木町さん、沢渡町さん

という4町内会の方もおみえになりまして、それ以外の小学校区で活動してみえる団体さんも同席されている中でそういった御説明はさせていただいております。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そういう運営委員会で説明をされたとしても、本当の広く使っている、運営委員会だけが使っているわけじゃありませんから、広く使っている方たちは知らずにまだいると思うんです。

そういう方たちになぜ説明会をしなかったのか、お示してください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 広く使っている方ということでございますが、先ほども申し上げたように大体定期的に使われている方が利用の全体の8割以上を占めているということですので、そこが一番影響が大きいだろうというふうに考えて、私どもは定期利用者の方にまず早目にお知らせしたほうがいいということで、方向性ということでお示しをさせていただいております。

もちろん、当然正式に閉館が決まったというふうになれば、先ほども申し上げましたが広報等で市民全体への周知ということを図ってまいりたいと思います。

この施設のあり方、そもそも公共施設全体の計画ということ自体は、小学校区での説明会ですとかそういったところで大きな考え方のほうは示させていただいているというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 学校なんかで説明会をしてきたというお話がありましたが、まだ公共施設の問題が十分認識されていない方も、説明会も皆さん見えたわけじゃありませんし、十分周知はされているとは思いません。

特に、今回、春日町の町内会だけじゃなくて春日町に住んでみえる方たちにも説明会がなくて、定期利用者の説明会だけだったということになると非常に不公平だと思うんです。住民の合意が本当に得られているとは思いません。

これは、やっぱり先ほども言われるように、延期するか中止するかしていただきたいと思いません。

○議長（北川広人） 議員の皆さんに申し上げますけれども、ここ討論の場ではありませんので、質疑を許してその質疑に対して発言を許しておるので、そのところはよろしくお願いいたします。

ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） では、議案第77号について、質問させていただきます。

今回、久しぶりに手数料等の見直しが行われた中で、その中で納税に関する証明手数料とかあ

と所得課税証明手数料というのが割と大きく引き上げをされたんですが、その理由をまずお聞かせください。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 御質問のありました納税に関する証明手数料と所得課税証明手数料の見直しについてをお答えさせていただきます。

今回の証明関係の手数料の引き上げにつきましては、第77号の議案の手数料、使用料の全体の見直しに伴いまして関係証明手数料の近隣市の状況を調査いたしました。西三河9市1町におきまして、高浜市以外におきましては証明手数料については200円という状況が把握できましたので、今回全体の見直しの中で各市の状況を勘案し、総合的に100円から200円に手数料のほうを引き上げさせていただいたものでございます。

○議長（北川広人） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

引き上げをそういった考えでされたということはわかりましたが、その影響について、昨年度の実績等と比較してどれぐらいの数字がわかれば教えてください。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 引き上げの影響額ですが、昨年度の発行実績といたしまして所得課税証明書で有料で発行したものが6,880件、納税証明書のほうで発行したのが1,747件でございます。合わせて8,627件が有料で発行したことになりますので、引き上げの影響額100円を掛けますと86万2,700円という形になります。

○議長（北川広人） ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

もう一点というか、こういった定期的な見直しというのはぜひとも今後も進めていただきたいなと思います。

その中でもう一つ、今、手数料でしたけれども、いろんな施設等も見直しがあったと思います。その中でグラウンド等も今回上がったと思うんですが、皆さん御承知のとおり野球、サッカー等、子供たちが割と長時間使う施設でありますので、そういったところ、子供たち、スポーツの振興とかという観点からも何らかの配慮がされるのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） グラウンドの使用料ということで、現在もスポーツ少年団の方たちには施設の使用料の支援ということでスポーツ少年団の補助金を交付させていただいておりますけれども、今回の値上げということがありますので、そういったところも加味して予算のほう検討してまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） ほかに。

7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） 議案第77号の使用料及び手数料条例の一部改正についてでございますが、今回、改正は主に消費税アップ分と人件費の最低賃金の上昇分の改正となっておりますが、本市が目指す新たな使用料の改正及びマニュアルの改正には至っていないのかなと思っております。

やはり、施設の使用料の公平性、透明性を図るためにも、私が以前から申し上げている地方公会計を活用した施設別の行政コスト計算書等を早期に作成して、それを活用、分析することによって新たな使用料マニュアルを作成して抜本的な使用料改正をしていく方向性でよいのか、お答えください。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 今回の施設の使用料の見直しに当たりましては、アクションプランのほうに受益者負担の適正化事業ということで掲げまして、その中でも施設別の行政コスト計算書をつくっていく、いきたいといった思いは掲げさせていただいております。

ただ、見直しの検討の過程の中で、当然、コスト計算書の作成に向けて挑んできたということは事実でございますが、その過程におきまして指定管理者が複数の施設を管理しているなど、施設別のコストが明確にならないといった、計算書をつくっていく過程の中で新たな課題にぶち当たったというような点もございまして、現段階ではそういった状況ではなく、基本的な方向性、方針といったところまでたどり着いていないというのが状況でございます。

ただ、近隣の施設の状況を見ても、やはりそういった基本方針というものは持っております。そういった方針の必要性は認識いたしておりますので、今後はそういった方向性で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（北川広人） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

これ本当重要なことなので、やる気次第というかしっかりとやろうと思えばこの1月、来年1月からでもやっていけると思うので、そのあたり本当に積極的にどんどんやって、市民の皆さんの税金の公正公平、あと透明性、この辺をもっともっと広げていってほしいと思いますが、来年早々にでも本当にこの使用料マニュアル改正に向けてどんどん進んでいってほしいですが、そのあたりはどうですか。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 来年早々にマニュアルをと、基本的な考え方をということでございますが、この場では少し断言することはできませんが、こういった形で策定していくのかといったことも含めて、今後、検討していかなければならない、そういった課題だというふうに思っております。

○議長（北川広人） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。

地方公会計を活用することによって、使用料の改正に加えてさまざまなセグメント分析、これが可能となりますので、税金の透明化、公平性を高めることを期待して、本当にスピード感を持って進んでいただけることを期待しております。

以上です。

○議長（北川広人） ほかに。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、議案第90号 令和元年度高浜市一般会計……

○議長（北川広人） 黒川議員、第89号までの総括質疑でございます。

○8番（黒川美克） 失礼しました。

○議長（北川広人） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、お尋ねいたします。

先日の説明会では、組合で同意がとれたということでしたが、確認書、協定書のほうは結んでおりますでしょうか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） もう一度。

○16番（倉田利奈） 組合のほうと同意がとれたというふうな御発言がございましたが、組合と確認書または協定書のようなものは書面で結んでおりますでしょうか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） 協定書等については結んでおりません。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、どなたに確認すればこれは確認できますでしょうか。同意の証拠とどうか、どのように確認すればよろしいでしょうか。

○議長（北川広人） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（杉浦崇臣） 職員組合の委員長と副委員長のほうに説明をして承認を受けております。

以上です。

○議長（北川広人） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第77号から議案第89号

までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第89号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

なお、議案第77号については総務建設委員会に付託しましたが、説明のため、福祉文教委員会所管の当局職員にも出席をしていただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 日程第2 議案第90号から議案第95号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかと、ページ数及び款・項・目・節をお示しいただきますようお願いいたします。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 議案第90号、ページ数は8ページ、そのところに図書館機能移転支援業務委託料が令和元年度から令和2年度で365万6,000円、債務負担が計上されておりますけれども、この内容となぜ当初予算でなく補正予算で計上するのか、説明をしてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 委託料の必要性となぜこの時期になったのかということがございますけれども、図書館については、議員も御承知のとおり、公共施設の総合管理計画において改善取り組み対象施設に位置づけられております。機能移転によってほかの施設との複合を図る、そして推進プランでは2年度までにあり方を検討し、3年度に機能移転するということになっております。

機能移転の検討、選定に当たりましては、複合化・集約化の相乗効果を生かした運営を目指すべく、機能面、費用面などからどこが機能移転先としてふさわしいかということを考えていく必要がございます。

今、いきいき広場が候補として挙がっておりますけれども、これまで図書館のボランティアさんを中心に今後の高浜市にとってどのような図書館機能が必要か等々について意見交換を進めてまいりましたけれども、いよいよ実現性に向けた検討ということで、今回、調査として行うのは、例えばスペース活用に当たって制約がないかどうか、そういった専門的な調査を行っていき、機能移転の実現可能性について判断材料としていくためにこの予算を提案させていただいております。

主な内容としては、今申し上げたどのようなスペースが活用なのかといった条件の整理、それから機能移転候補となる場所のレイアウトのプランの作成、機能移転した場合の、例えば改修等が必要であるのであればそういった概算費用の調査、そういったことを内容としております。

○議長（北川広人） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） このところに限度額が365万6,000円と数字が出ておるわけですがけれども、どのような業者からこの見積もりを徴収してみえるのか、その辺のところをお答えください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 設計の関係の会社のほうから複数業者見積もりをとっております。

○議長（北川広人） ほかに。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 議案第90号補正予算で、48ページ、49ページ、総務費の文書管理費、公金支出差止請求訴訟等委託料とありますが、この中身を詳しく教えていただきたいのと、なぜこのタイミングでこれが上がっているのでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただ今、予算の内容とこの時期で予算計上したタイミングということでございます。

この公金支出差止請求訴訟等委託料、これにつきましては、現在、2件の住民訴訟が提起をされております。1件目が中央公民館の解体に伴いまして、高浜市商工会等に対して支払った物件移転補償費の支出に係るもの及びエコハウスの改修工事費の損害賠償に係るものでございます。

2件目が中央公民館解体費用のうち、商工会館の解体工事費相当額について、これは市の支出ではなく高浜市商工会に支払いを求めるものということで、ただいま申し上げましたものについて、公金支出差止請求訴訟等ということで表記をさせていただいております。

その内容でございますけれども、まずタイミング、時期ということですが、この2件の住民訴訟につきまして、12月19日に判決の言い渡しが行われる予定でございます。その結果によりましては、判決書の送達を受けた日から2週間以内に控訴を行わなければならない、これは市が行う可能性もあるでしょうし、原告の方が行われる可能性もあるでしょう。そうしますと、2週間以内ということだと、年末年始の休暇も含んで2週間ですので、12月27日までに控訴が行うか行われるか、その可能性があるということで、その結果が出てから臨時議会を開いて予算の可決をいただく、あるいは専決処分をするということは時間的な時期のタイミングを失してしまいますので、その可能性がある以上、この時期に提案をさせていただいたということでございます。

次に、内容でございますけれども、当面、控訴に必要となる今年度分の着手金、出廷日当、出張日当及び実費についてをまず計上いたしております。また、仮に控訴を双方せず一審で訴訟が集結する場合は、弁護士に報酬を支払う必要がある場合も出てきますので、そういった報酬についても予算をつけております。

それで、内容でありますけれども、執行見込み額はおよそ350万円ほどを見込んでおります。

その内容といたしましては、今回、補正予算額が295万7,000円となっておりますが、一番の委託料の執行残が五十数万円ございますので、執行見込み額から予算残見込み額を差し引いた金額で予算計上させていただいております。

○議長（北川広人） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） 議案第90号についてお願いいたします。

補正予算書8ページ及び80ページ、債務負担行為、先ほどの図書館機能移転支援業務委託料の計上についてでございます。2点ほどお伺いしたいと思います。

公共施設推進プランでは、図書館機能移転先、先ほどの御答弁のとおりいきいき広場となっておりますが、いきいき広場のみ調査をされるのか、それとも複合化ということでほかにも調査箇所を予定しているのか、教えてください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） どこを調査するのかということでございますけれども、図書館機能は先ほど申し上げたとおり、既存施設への複合化、集約化というのを目指しております。そういうことで、市の既存施設の中で機能移転が可能なスペースを持っている施設ということ洗い出しを行いまして、現在、候補としているいきいき広場に加えてかわら美術館も選択肢に加えて、この2カ所を調査箇所としてまいりたいというふうに考えております。

機能面、費用面などさまざまな観点から、メリット・デメリットなど比較して、移転先選定の判断材料としてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） それでは、この業務委託でございますが、委託のスケジュールについて、お聞かせください。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 補正予算を御可決いただけましたら、速やかに委託業務の入札準備に入りたいと考えております。

めどとしましては、来年2月上旬ぐらいに入札になろうかと思っておりますけれども、契約の手続が済み次第、業務に着手してまいりたいと考えております。

業務完了につきましては、来年の6月末を予定しておりますけれども、5月末をめどとしまして中間報告をいただくということを考えておりまして、可能であれば6月中の全員協議会の場で機能移転先の候補に関する調査結果の概要について御報告ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

調査結果にもよりますけれども、仮に機能移転先について改修の工事が必要といったような結

果が出た場合については、来年9月の定例会以降において予算を計上させていただく可能性もあるということで御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） すみません、今の質問に関連するんですが、図書館機能をいきいき広場とかかわら美術館のほうで検討されているということですが、今、旧高浜分院のほうは高浜市のほうが管理をしていると思うんですが、そちらのほうの検討はされないということでしょうか。ぜひしてほしいと思うんですが。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 民間さんの保有する施設というのは今回対象にしておりません。

○議長（北川広人） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 民間が保有しているということですが、高浜市が現在管理していることで、高浜市の公共推進プランにも、高浜分院の跡地活用ということで載っておりますので、そういう意味でも私は検討する材料として適切ではないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） どこの立地にあるかということも重要な視点ですが、私どもとしては複合化、集約化ということを目指したときに、その相乗効果を生かしてどのような効果が期待できるかという視点も持っております。そういった観点も含めて、候補先ということで先ほど答弁させていただいたところを挙げさせていただいております。

なお、今後については、またいろんな方の意見のほうもいただきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の答弁、相乗効果ということですが、そちらを何かデータ化とか何か検討とかそういうもので情報開示して確認できるものはございますでしょうか。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） これから調査の委託、この予算が可決されればそういったことも含めてまとめていくということで御理解をお願いします。

○議長（北川広人） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 議案第90号の一般予算の補正について、ページ数で68、69、小学校・中学校の光熱水費が今回増額されておるんですけども、学校施設自体の電気等は皆LEDにたしか

なったと思うんですけれども、普通、自分のうちのあれですけれども、LEDにしたら約半分ぐらいの電気料というのか電気代になったんですけれども、なぜこの増額になっておるのか、そこら辺の電気なのか水なのか、それとも基本料金が上がったのか、そこら辺のことをちょっと。

それと、前回も少し調べてほしいという、したんですけれども、LED化にした電気代の量を検討しておいてほしいということを行ったんですが、そういったことをやっておられるのか、そこら辺も含めて。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 光熱水費につきましては、当初予算を組むときに、例えば令和2年度の予算を組むときを例にとりますと、ことしの上半期の実績と前年度の下半期の実績という、その数値をもって当初予算を組んでおります。例年、増減の中で100万円ぐらいの増減というのは起こり得る話で、例えばプールを多く使ったりだとかということで、基本的に去年の予算が少し前年度よりは下がっておりまして、実績を見てみますと多少上がってきたので3月を見込むと足りないということで補正させていただいておりますけれども、特に小学校につきましては、高浜小学校のオープン、エアコン等々を使うことによって9月に契約電力が倍以上になりました。倍以上になったということは、その電気料金で1年間基本料金がかかってくるということで、基本的に高浜小学校のエアコンが稼働したことによって、地域交流施設のエアコンもありますけれども、それが稼働したことによってこの増額が行われてきたということでございます。

LEDにかえてということでございますけれども、現在のデータを見てみますと、余り直接電気代が大きく下がったというようなことは確認できておりませんので、今後も注視していきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） すみません、先ほどの公金支出差止請求訴訟等委託料についてなんですが、先ほどの答弁でいきますと、2件の住民訴訟の弁護士委託費用の控訴に当たる着手金とそれから訴訟費用及び事務手数料ということでよろしかったでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） お答えをいたします。

まず、着手金、出廷日当、出張日当及び実費と一審の報酬でございます。

○議長（北川広人） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第90号から議案第95号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第95号までについては、会議規則第36条第

1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（北川広人） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会の開催により、12月7日から12月17日までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、12月7日から12月17日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、12月18日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時5分散会
